

行政文書一部公開決定通知書

4 観名保第5号
令和4年4月20日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和4年4月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	「名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託」変更概要書 「名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託」変更契約書（令和4年3月25日） 「名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）」変更契約書（令和4年3月9日） 「名古屋城天守閣整備事業先行工事（木材の製材）の追加」契約書（令和4年4月1日）		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	令和4年4月20日	以降 午前 時 午後
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当するため、一部を非公開とします。 （第7条第1項第2号） 当該行政文書には、法人代表者印が押印されており、これは法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため		

備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488
-----	---

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

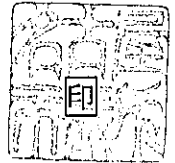
行政文書非公開決定通知書

4 観名保第 3 号
令和 4 年 4 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 6 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	① 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約に基づく、支出命令書 (令和 3 年度分) ② 名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材) に基づく、支出命令書 (令和 3 年度分) ③ 名古屋城天守閣整備事業先行工事 (木材の製材) に基づく、支出命令書 (令和 4 年度分) ④ 令和 3 年 11 月 8 日開催 名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議 会議録・会議の内容がわかるもの (会議概要、会議資料を除く)
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	※請求に係る行政文書のうち、①②については今後一年以内に作成する予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。 <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

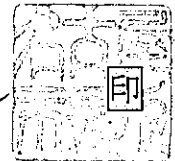
行政文書公開決定等期間延長通知書

4 観名保第4号
令和4年4月20日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和4年4月6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城木造天守基礎構造検討に係る調整会議 (2021/9/10～2022/3/31分) ・会議録・会議の内容がわかるもの・会議概要 ・配布資料
名古屋市情報公開条例第11条第1項の規定による決定期間	令和4年4月6日 から 令和4年4月20日 まで
延長する期間	令和4年4月21日 から 令和4年5月20日 まで
延長の理由	一時的な業務量の増大により名古屋市情報公開条例第11条1項に定める期間内に公開決定を行うことが事務処理上困難であるため。
備考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488